

LPガス販売店の皆様へ!!

一般家庭等で使用されている石油ガスメーターは、計量法により有効期間が定められています。

有効期間を経過した石油ガスメーターを取引・証明に使用することはできません。有効期間管理にご注意ください。

1. 有効期間

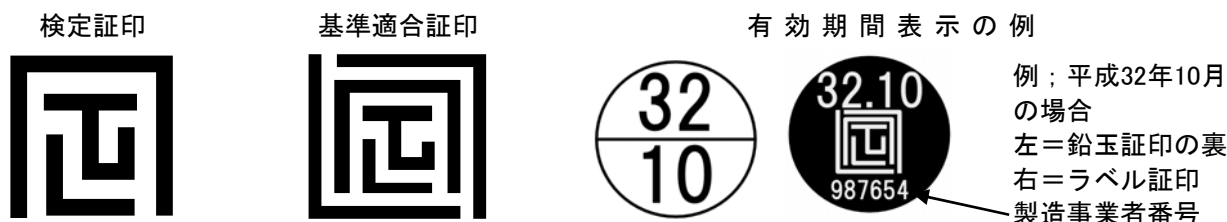
石油ガスメーターの有効期間は次のように区分されています。

- (1) 使用最大流量が1時間あたり6 m³以下のもの ・ ・ ・ ・ 10年
(一般家庭に設置されているものが該当します。)
- (2) 使用最大流量が1時間あたり6 m³を超えるもの ・ ・ ・ ・ 7年

2. 有効期間の表示方法

石油ガスメーターには証印（検定証印又は基準適合証印）とともに有効期間（元号年及び月）が表示されています。メーター側面にある直径約1 cmの鉛玉に証印と有効期間を裏表で表示、又は証印と有効期間を表示したラベルが本体に貼付されています。

他に、西暦年及び月（西暦年だけ記したものもあります）で有効期間を表示したラベルが貼付されていますが、それは証印ではありません。



3. 取替えが必要な石油ガスメーター

- (1) 有効期間が満了する（又はしている）場合。

※有効期間を経過したメーターを使用することは、適正な計量ができなくなるだけでなく、部品の経年劣化によりガス漏れの原因にもなります。

- (2) 証印（鉛玉又はラベル）が欠落している場合。

4. 立入検査

石油ガスメーターの管理状況を検査し、適正使用の周知を図るため、計量法第148条に基づき、石油ガス販売事業者への立入検査を実施しています。

5. 罰則規定

証印が付されていない、又は有効期間を経過した石油ガスメーターを取引・証明に使用することは、**計量法第172条第1号違反**となり、**懲役・罰金等**処罰の対象となります。

【参考】計量法（平成4年5月20日法律第51号）

第16条 次の各号の一に該当するもの（略）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（略）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第96条第1項（第101条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 略

3 略

第172条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第16条第1項から第3項まで、第17条第2項、第49条第1項若しくは第3項、第68条、第97条第2項又は第116条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

二 第63条第3項、第84条第3項又は第97条第1項の規定に違反して表示を付した者

6. お問い合わせ

大阪府計量検定所 検査課 〒574-0055 大東市新田本町11番37号

TEL (072)872-7801(代表) 872-7877(検査課) FAX 872-6515

ただし、下記の市については、各市の担当部課へお問い合わせください。

大阪市	経済戦略局産業振興部 計量検査所	TEL (06)6577-5888
堺市	市民人権局市民生活部 消費生活センター	TEL (072)221-6538
豊中市	市民協働部くらしセンター消費生活課	TEL (06)6858-5060
吹田市	まち産業活性部地域経済振興室	TEL (06)6384-1356
高槻市	市民生活部市民生活相談課 消費生活センター	TEL (072)683-0999
茨木市	市民生活部市民生活課	TEL (072)620-1820
枚方市	市民安全部 消費生活センター	TEL (072)844-2433
寝屋川市	市民生活部 消費生活センター	TEL (072)828-0428
守口市	市民生活部 消費生活センター	TEL (06)6992-1337
門真市	市民部地域活動課 消費生活センター	TEL (06)6902-7249
東大阪市	市民生活部 消費生活センター	TEL (072)965-6002
八尾市	経済環境部産業政策課消費生活係	TEL (072)920-4008
岸和田市	産業振興部産業政策課商工振興担当	TEL (072)423-9485